

○法科大学院に派遣された検察官の給与の支給に関する準則

〔平成16年3月11日
法務省人検訓第423号法務大臣訓令〕

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）第4条第3項又は第11条第1項の規定により法科大学院（同法第2条第1項に規定する法科大学院をいう。）に派遣された検察官に対する同法第7条第2項ただし書又は第13条第2項ただし書に規定する給与の支給については、一般官吏の例による。

附 則

この準則は、平成16年4月1日から施行する。